

2018年7月7日

都道府県ホッケー協会 殿
日本社会人ホッケー連盟 殿
日本学生ホッケー連盟 殿
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 殿
中学校部会 殿
スポーツ少年団部会 殿
ホッケー日本リーグ機構 殿
公認競技役員 殿

公益社団法人日本ホッケー協会
技術委員会委員長 真 喜代司

監督、選手、コーチ、手当者の兼任について（通知）

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、同一チームにおける監督と選手、コーチと選手等の兼任とは別に、複数チームにおいてコーチや監督を兼任するケースについてのご質問を多くいただいております。特に、手当者の兼任扱いについては、考慮を必要とするチーム事情もあると伺っております。

つきましては、兼任の可否を次の通りまとめて通知いたしますので、ご理解の上、本年度の大会参加時のエントリーにつきまして、遺漏のないように手続きくださいますよう、貴管下所属チームへ周知よろしくお願いいたします。

記

1 選手、コーチ、監督の兼任の可否について

(1) 同一大会の場合は、複数のチームにわたる監督・コーチ・選手の兼任は認めない。ただし、自身の所属するチーム内で選手兼コーチ、選手兼監督の兼任は認める。その場合は、「選手」「チームスタッフ」の両方での登録が必要。（従前から変更なし）

(例1) 社会人大会で同じチームの監督兼選手として大会参加することは可能。

(例2) 社会人大会で、男子チームでは選手、女子チームのコーチという参加は認められない。同一大会で複数チームでの参加となるため認められない。（男子・女子の種別は異なるが同一大会とみなす）

(2) 別大会の場合は、兼任を認める。

(例3) インターハイで監督をし、インカレで監督をすることは認める。ただし、大学チーム、高校チームのそれぞれに「チームスタッフ」としての登録が必要。

(例4) インカレで監督をして、社会人大会で選手をすることは認める。ただし、大学チームで「チームスタッフ」として登録し、社会人チームで「選手」としての登録が必要。

(3) 全国大会の予選会もその同一大会とみなす。すなわち、社会人大会のブロック大会で男子チームの選手で大会参加登録した人は、たとえブロック予選会で敗退したとしても、女子を含む他の社会人大会(本大会含む)に参加するチームの監督、コーチ、選手として登録することはできない。

(例5) 社会人大会関東ブロック予選会の男子チームの選手で大会参加登録された人が近畿ブロック予選会の女子チームのコーチとして大会参加登録することは認められない。

2 手当者の兼任の可否について

手当者は、同一大会内であっても制限なく兼務を認める。ただし、選手として登録をしている者が、他のチームで手当者に従事する場合は、別途チームスタッフ登録を完了しておくこと。同チームであればチームスタッフ登録の必要はない。また、手当者は成人でなければならない。なお、同一種別の別のチームに同時に登録することも可能であるが、当該チーム同士が対戦する場合は、どちらか一方のチームでしかスターティングリストにエントリーできない。

(例6) インカレに男子チームの「手当者」として参加登録し、同時に参加している別のチーム（男女関係なく）の「手当者」として参加することができる。

(例7) インカレに男子チームの「監督」として参加登録し、同時に参加している別のチーム（男女関係なく）の「手当者」として参加することができる。

3 国体出場にかかる制限

○ 全ての役職において、同一都道府県での出場しか許されない。すなわち、「手当者」を含め全ての役職において、同一都道府県以外での兼務はできない。

○ 監督・コーチ・選手では、種別をまたいでの兼務は認められない。ただし、「手当者」についてのみ、同一都道府県内であれば兼務を認める。

(例8) A県少年男子チームの「監督」はA県少年女子チームの「手当者」として参加できる。

4 その他

○ 「チームスタッフ」の制限について、全国スポ少大会・全日本中学選手権・中学11人制大会およびインターハイについては、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。

○ この規程は、ブロック予選会も同様の扱いとする。

以上

※ このことについて何かありましたら、下記まで問い合わせください
公益社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会 競技部長 平尾 豊
TEL 090-7372-0054 Eメール a54_hirao@yahoo.co.jp